

# 「三重県上野森林公園」 利用申込書

年 月 日

三重県自然環境保全センター あて

申請者 住所  
使用団体名  
代表者氏名  
TEL  
FAX

次のとおり「三重県上野森林公園」を利用したいので申し込みます。

目 的	
内 容	
「研修室」 「サブコテージ」 使用の有無	1. 「研修室」を使用する 2. 「サブコテージ」を使用する 3. 使用しない
利 用 人 数	人
月 日 ・ 時 間	年 月 日 ・ 時 分 ～ 時 分
場 所	

\* ご利用に際して

- ① ごみはお持ち帰り下さい。
- ② 「研修室」「サブコテージ」の利用時間は 9:00～16:30 です。
- ③ 「研修室」「サブコテージ」使用後は、床・机の上などの清掃をお願いします。

\* 提出先

「三重県上野森林公園」 〒 518-0817 伊賀市下友生 1

TEL:0595-22-2150 Fax:0595-22-2151

### <注意事項>

- ・三重県上野森林公園は、誰でも無料で利用できる県の施設です。各施設の占有使用はできません。このため当日複数の利用者・団体が同じ施設を利用される場合もあります。その場合は、譲り合ってご利用いただくことになります。
- ・利用にあたっては、職員の指示に従ってください。
- ・一般来園者及び参加者の安全確保については、申請者側で万全を期してください。
- ・利用後は、ごみの持ち帰りや原状回復をお願いします。
- ・サブコテージ及び研修室の利用時間は 9:00～17:00 です。使用後は、床・机の上などの清掃をお願いします
- ・県民の森において、次の行為を行うときは、あらかじめ三重県知事の許可が必要となりますので、管理事務所にお問合せください。
  - 一 物品の販売及び頒布、募金その他これらに類する行為をすること。
  - 二 営利を目的として案内、写真の撮影又は物品の貸付等をすること。
  - 三 展示会、興行、集会その他これらに類する催しをすること。
  - 四 広告物その他これに類する物を掲出し、又は広告その他これに類するものを表示すること。
  - 五 花火その他火気を使用すること。
  - 六 立入禁止区域に立ち入ること。
  - 七 野営又は炊さんをすること。
  - 八 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
  - 九 木竹を伐採し、植物を採取し、又は鳥獣魚類を捕獲し、若しくは殺傷すること。
  - 十 建築物その他の工作物を設置すること。
  - 十一 土地の形質の変更をすること。